



ユースエール認定企業の

認定書交付式を行いました！

～山梨県内で建設業の認定第一号！～

山梨労働局は、若者雇用促進法に基づくユースエール認定企業として、

「**有限会社 タナカ設備**」を認定し、平成30年3月30日に認定式を行いました。



有限会社タナカ設備 田中代表取締役社長（左）と木幡山梨労働局長



ユースエール認定通知書を交付



地元テレビ局の取材を受ける田中社長



ユースエール認定企業とは

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理が優良な中小企業を、若者雇用促進法に基づき、厚生労働大臣が認定した企業です。

認定した企業に対して情報発信を後押しすることなどで、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、求職中の若者とのマッチングの向上を図ります。

《ユースエール認定企業の主な認定基準》

- ・正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員なし
- ・正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均70%以上又は年間取得日数が平均10日以上
- ・女性労働者の育児休業等取得率が75%以上 等

「有限会社タナカ設備」を含む全国のユースエール認定企業のPRシートは、以下の「若者雇用促進総合サイト」で閲覧できます。

<https://wakamono-koyou-sokushin.mhlw.go.jp/search/service/top.action>